

越後三山只見国定公園(福島県地域)の公園区域及び公園計画の変更 に関する意見の募集（パブリックコメント）について

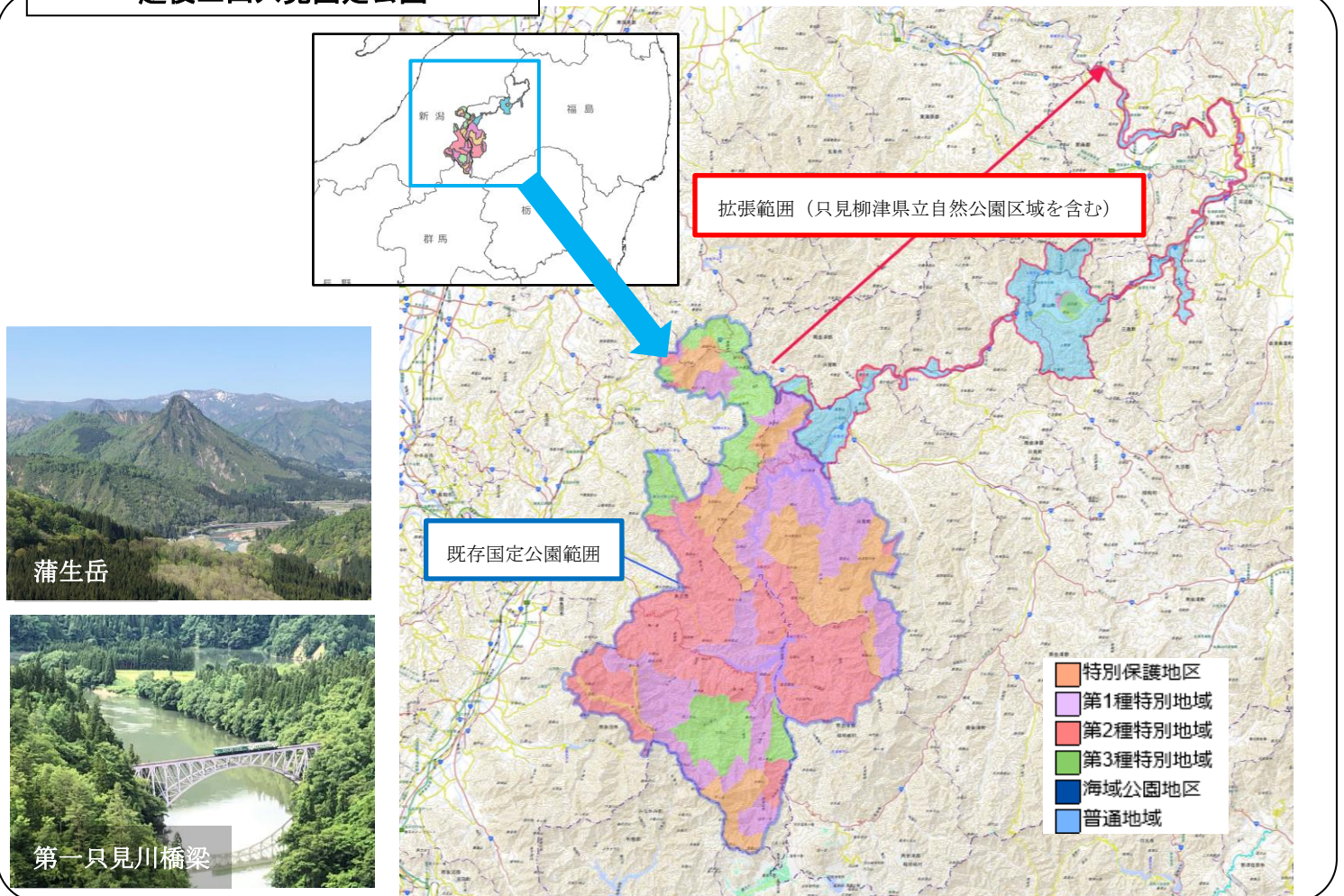
1. 背景

越後三山只見国定公園は、新潟県と福島県にまたがり、越後山脈の南部と三国山脈の一部を含む区域について昭和48年5月15日に指定されました。本公園はミヤマナラ等の亜高山帯低木林やブナなどの自然林が保存され、カモシカ、ツキノワグマ等の大型ほ乳類、イヌワシやクマタカなどの希少な猛禽類等の生息地となっています。また、国内でも有数の豪雪地域であり、急峻な山岳において雪食地形などの世界的にも珍しい独特の自然景観が広がっています。

また、只見柳津県立自然公園に指定されている只見川周辺では、自然景観の中に自然と共生した地域の暮らしが溶け込み、独特な里山景観や幻想的な風景が作りだされているほか、阿賀川下流域には銚子の口等の河川的作用でつくられた勇壮な景勝地がみられます。公園利用の面では、阿賀川と只見川沿いに磐越西線と只見線があり、各地域の景観を車窓から眺望できるとともに、今日では列車の走行景観も公園の重要な風景の一部となっています。

今回の1次点検では、現行の公園利用実態や社会情勢の変化を勘案し、只見柳津県立自然公園を含む周辺地域の拡張など、必要な変更を自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて行うものです。

越後三山只見国定公園



2. 変更案のポイント

只見柳津県立自然公園とその周辺の一部区域について、現在の越後三山只見国定公園との地理的な連続性及び風景の一体性、並びに利用の連続性を踏まえて、現状の只見柳津県立自然公園全域とその周辺部の一部を国定公園として拡張します。

3. 変更案の詳細

①公園区域

拡張区域	拡張面積
喜多方市 高郷町の一部	+361 ha
南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1121 林班から 1122 林班の全部並びに 1117 林班、1123 林班から 1124 林班及び 1133 林班の各一部 南会津郡只見町 塩沢、蒲生、叶津、只見、石伏及び田子倉の各一部	+3,911 ha
耶麻郡西会津町 群岡、上野尻及び登世島の各一部	+698 ha
河沼郡会津坂下町 高寺及び片門の各一部	+124 ha
河沼郡柳津町 柳津、郷戸、飯谷、藤及び細八の各一部	+1,086 ha
大沼郡三島町 桧原、名入、川井、大登、宮下及び早戸の各一部	+837 ha
大沼郡金山町内 国有林会津森林管理署 547 林班から 548 林班まで、550 林班から 552 林班まで、555 林班から 556 林班まで及び 646 林班から 647 林班までの全部並びに 549 林班、553 林班、557 林班、608 林班から 610 林班まで、645 林班及び 648 林班の各一部 金山官行造林地 1 林班の全部 大沼郡金山町 大栗山、小栗山、川口、大志、太郎布、中川、沼沢、水沼、玉梨、横田、大塩及び滝沢の各一部	+9,435 ha
合 計	+16,565 ha

②保護規制計画

変更内容	変更面積
第 1 種特別地域の拡張	+72 ha
第 2 種特別地域の拡張	+119 ha
第 3 種特別地域の拡張	+609 ha

③集団施設地区

追加：沼沢湖集団施設地区（福島県大沼郡金山町沼沢大字上道の一部） 29.6ha

④単独施設

追加：蒲生岳（福島県南会津郡只見町）等（計 44 施設）

削除：只見沢（福島県南会津郡只見町）等（計 7 施設）

⑤道路（車道）

追加：只見川線等（計 7 線）

削除：六十里越線、大湯銀山平鷹の巣線

⑥道路（自転車道）

追加：沼沢湖サイクリング線

⑦道路（歩道）

追加：蒲生岳登山線等（計 9 線）

削除：公園縦走線等（計 8 線）

⑧運輸施設（船舶運送施設）

追加：柳津観光船

変更：田子倉湖

⑨運輸施設（係留施設）

追加：霧幻峡の渡し、和船

削除：田子倉ダムサイト等（計 4 施設）

【参考】越後三山只見国定公園（福島県地域）の面積（変更後）

【単位：ha】

	特別 地区保 護	特別 地域 第1種	特別 地域 第2種	特別 地域 第3種	地普 域通	合 計
福島県地域 全体	11,011	12,890	10,150	609	15,771	50,431

4. 意見提出手続

（1）問合せ先

ア 環境省自然環境局国立公園課

東京都千代田区霞が関 1-2-2 / 電話 03-5521-8279

イ 福島県庁生活環境部自然保護課

福島県福島市杉妻町 2-16 / 電話 024-521-7251

（2）意見募集対象

ア 越後三山只見国定公園の公園区域及び公園計画の変更案

資料「越後三山只見国定公園 公園区域及び公園計画変更書[第 1 次点検]（環境省原案）」

（3）資料（変更案）の入手方法

変更案及びその概要は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、（1）の問合せ先で閲覧することができます。

（4）意見提出期間

令和 3 年 3 月 30 日（火）から 4 月 28 日（水）までの 30 日間

（5）意見提出先

環境省自然環境局国立公園課

(6) 意見提出方法

ア 郵送の場合： 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

※締切り日当日消印まで有効

イ FAXの場合： 03-3595-1716

ウ 電子メールの場合： shizen-kouen@env.go.jp

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルに意見を記載して提出することは、御遠慮ください。

<意見提出に関する共通留意事項>

- ・件名に必ず、「越後三山只見国定公園の公園区域及び公園計画の変更への意見」と記載してください。
- ・本文の様式は問いません。
- ・意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号・FAX番号・メールアドレスをご記入ください（これらの記入がないものは無効となります）。氏名、住所、電話番号、FAX番号・メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。
- ・電話での意見は受けかねますので御了承ください。

5. 提出された御意見の取扱い

提出された御意見は、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

6. 今後の主なスケジュール（予定）

令和3年4月 提出された意見を取りまとめた上、公表

令和3年6月～8月 中央環境審議会に変更案を諮問・答申

令和3年10月 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

<掲載資料>

1. 越後三山只見国定公園 公園区域及び公園計画変更書〔第1次点検〕（環境省原案）

令和3年 月 日（ ）

環境省 自然環境局 国立公園課

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8279

課 長 熊倉 基之（内線 6440）

課長補佐 中山 直樹（内線 6650）

係 長 安藤 祐樹（内線 6694）